

# 有料老人ホーム 自主点検表

施設名				種別 介護付・住宅型・健康型・サ高住
法人名				
法人代表者 職・氏名				
管理者名				
連絡先 電話番号				
記入者 職・氏名				
記入年月日	令和 年 月 日			

## 1 趣旨

この有料老人ホーム自主点検表は、老人福祉法、老人福祉法施行規則及び前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針を基に、有料老人ホームの管理運営に当たって遵守すべき事項や参考とすべき事項をまとめたものです。

各有料老人ホームにおかれましては、入居者の安全・安心を確保し、良好なサービスを提供するため、この自主点検表を活用し、定期的な自主点検を行っていただくようお願いします。

## 2 実施方法

各項目の「点検内容」に対して、次の区分により、「評価」欄等に自主点検した結果を記入してください。

「点検内容」欄 等 □書き		「評価」欄 ( ) 書き	
該当なし	□	できている	A
該当あり	■	一部できている	B
		できていない	C
		該当なし	=

※(B)、(C)については速やかに改善してください。

## 3 点検項目

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームにあっては、灰色で網掛けされた項目について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項に定める登録基準に適合しているか確認してください。

## 4 参照法令

- ・「法」 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ・「規則」 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）
- ・「指針」 前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年3月29日同定め）
- ・「感染症告示」 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示268号）
- ・「消防法」 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・「消防規則」 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- ・「消防令」 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- ・「水防法」 水防法（昭和24年法律第193号）
- ・「土砂災害防止法」 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

# 1 施設の概況

設置届	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日																																																																		
開設日	1 有料老人ホームとして当初の開設日（入居を開始した日） 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 2 現在の事業者となった日（過去に事業者が変更している場合のみ記載） 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日																																																																		
入居者数	<p style="text-align: right;">※記入時点（<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日現在）</p> <p>定員 (<input type="text"/> 人)</p> <p>入居者数 (<input type="text"/> 人)</p> <p>入居者数の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">介護度</th> <th rowspan="2">自立</th> <th rowspan="2">事業対象者</th> <th colspan="2">要支援</th> <th colspan="5">要介護</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>生活保護受給者： (<input type="text"/> 人)</p> <p>入居時の住所地：</p> <p>前橋市内 (<input type="text"/> 人)、その他県内 (<input type="text"/> 人)、県外 (<input type="text"/> 人)</p> <p>医療的対応が必要な入居者※胃ろう・たん吸引その他 (<input type="text"/> 人)</p>	介護度	自立	事業対象者	要支援		要介護					合計	1	2	1	2	3	4	5	65歳以上	<input type="text"/>	65歳未満	<input type="text"/>	合計	<input type="text"/>																																										
介護度	自立				事業対象者	要支援		要介護					合計																																																						
		1	2	1		2	3	4	5																																																										
65歳以上	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																									
65歳未満	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																									
合計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																									
職員数	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">常勤</th> <th colspan="2">非常勤</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>施設サービスに従事</th> <th>介護保険サービスと兼務</th> <th>施設サービスに専従</th> <th>介護保険サービスと兼務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者（施設長）</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>看護師・准看護師</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>昼間に常時配置する介護・看護職員数 (<input type="text"/> 人) ※管理者を除く</p> <p>夜間及び深夜に常時配置する職員数</p> <table border="1"> <tr> <td>介護・看護職員 (<input type="text"/> 人)</td> </tr> <tr> <td>宿直等 (<input type="text"/> 人)</td> </tr> </table>	職種	常勤		非常勤		合計	施設サービスに従事	介護保険サービスと兼務	施設サービスに専従	介護保険サービスと兼務	管理者（施設長）	<input type="text"/>	生活相談員	<input type="text"/>	介護職員	<input type="text"/>	看護師・准看護師	<input type="text"/>	機能訓練指導員	<input type="text"/>	栄養士	<input type="text"/>	調理員	<input type="text"/>	その他	<input type="text"/>	合計	<input type="text"/>	介護・看護職員 ( <input type="text"/> 人)	宿直等 ( <input type="text"/> 人)																																				
職種	常勤		非常勤		合計																																																														
	施設サービスに従事	介護保険サービスと兼務	施設サービスに専従	介護保険サービスと兼務																																																															
管理者（施設長）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																														
生活相談員	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																														
介護職員	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																														
看護師・准看護師	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																														
機能訓練指導員	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																														
栄養士	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																														
調理員	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																														
その他	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																														
合計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																																																														
介護・看護職員 ( <input type="text"/> 人)																																																																			
宿直等 ( <input type="text"/> 人)																																																																			

## 1 施設の概況

<b>前払金等</b> ※ 10~13を参照	敷金	家賃の ( ) 月分				
	家賃等の前払金	最低 ( ) 円 ~ 最高 ( ) 円 (初期償却割合) %				
	介護費用一時金	( ) 円				
	想定居住期間	( ) 月 ※記入例：60月				
	保全措置の有無・方法	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 銀行、 <input type="checkbox"/> 信託会社 <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム協会 <input type="checkbox"/> 保険会社、 <input type="checkbox"/> その他)				
	その他一時金	※名目にかかわらず月額利用料以外の入居時支払額 名目 ( ) 金額 ( ) 円 返還対応 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
<b>月額利用料</b>	家賃・居室料金	( ) 円				
	食費	( ) 円 ※3食×30日の額				
	管理費・共益費	( ) 円				
	生活サービス費	( ) 円				
	その他	( ) 円・内容 ( )				
		( ) 円・内容 ( )				
		計 ( ) 円				
<b>施設提供サービス</b> ※ 訪問介護、通所介護、訪問看護、居宅介護支援等で主なもの	施設が提供するサービス（介護保険外の自費サービス）で該当するものにチェック					
	<input type="checkbox"/> 食事	<input type="checkbox"/> 居室内清掃	<input type="checkbox"/> 洗濯			
	<input type="checkbox"/> 健康管理	<input type="checkbox"/> 買物等代行	<input type="checkbox"/> 見守り・生活相談			
	<input type="checkbox"/> 介護（介護保険サービスを除く）					
	<b>入居者が利用している外部サービス</b> ※ 訪問介護、通所介護、訪問看護、居宅介護支援等で主なもの	<b>施設種別</b>	<b>施設名</b>	<b>利用者数</b>	<b>施設サービスと同一事業者</b>	<b>併設</b>
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

## 2 建物の状況等

項目	点検内容	評価	摘要
1 建物の構造  ※サービス付き高齢者向け住宅にあっては指針適用外	<p>1 建物は建築基準法に定める耐火建築物又は準耐火建築物ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 耐火建築物</p> <p><input type="checkbox"/> 準耐火建築物</p> <p><input type="checkbox"/> 耐火建築物等でないが木造平屋建てでかつ安全性が確保されており、設置届の際に指針に適合していると認められている。</p> <p><input type="checkbox"/> いずれでもない</p> <p>建物の構造</p> <p><input type="checkbox"/> RC造    <input type="checkbox"/> 鉄骨造    <input type="checkbox"/> 木造    • 階数 ( ) 階</p> <p>有料老人ホームの施設の延床面積 ( ) m<sup>2</sup></p>	( )	指針5(2) 例外規定 指針6 (2) (3)
2 居室等  ※ 既存建築物等の特例を受けている場合は6も参照  ※サービス付き高齢者向け住宅にあっては指針適用外	<p>1 居室は個室（サービス提供上必要と認められる場合を除く）であり、床面積（便所及び収納設備を含め、壁芯方法による。）は1人当たり13m<sup>2</sup>以上ですか。</p> <p>2 2人部屋の居室は、サービス提供上必要と認められる場合であり、床面積（便所及び収納設備を含め、壁芯方法による。）は1人当たり10.65m<sup>2</sup>以上ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1人利用                      居室数 ( ) 室</p> <p><input type="checkbox"/> 夫婦等相部屋あり              居室数 ( ) 室</p> <p><input type="checkbox"/> その他相部屋あり              居室数 ( ) 室</p> <p>有効面積 ( ) m<sup>2</sup> ~ ( ) m<sup>2</sup>)</p> <p>3 次の設備について、適当な規模及び数を設けていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 浴室（入居者の状態に応じて使用に適した設備）</p> <p><input type="checkbox"/> 洗面設備</p> <p><input type="checkbox"/> 便所（居室内か、各階ごとに居室に近接していること。緊急通報装置を備えること。）</p> <p>4 サービス内容に応じ、次の共同利用の設備を設けていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 食堂</p> <p><input type="checkbox"/> 医務室（診療所の構造設備の基準による。）又は健康管理室</p> <p><input type="checkbox"/> 看護・介護職員室</p> <p><input type="checkbox"/> 機能訓練室（専用室を確保する場合に限らず、機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合を含む。）</p> <p><input type="checkbox"/> 談話室又は応接室</p> <p><input type="checkbox"/> 洗濯室</p> <p><input type="checkbox"/> 汚物処理室</p> <p><input type="checkbox"/> 健康・生きがい施設（スポーツ、レクリエーション等のための施設、図書室その他の施設）</p> <p><input type="checkbox"/> 事務室、宿直室その他の運営上必要な設備</p>	( ) ( ) ( )	指針5(6) 指針5(9)ア 指針5(7) 指針5(9)ウ 指針5(8) 指針5(9)イ

## 2 建物の状況等

項目	点検内容	評価	摘要
3 廊下幅  ※既存建築物等の特例を受けている場合は6も参照  ※サービス付き高齢者向け住宅にあっては指針適用外	<p>有効幅が次の基準を満たしていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> すべての居室が個室（居室内に便所・洗面設備設置）で、床面積18m<sup>2</sup>以上の場合…片廊下1.4m以上かつ中廊下1.8m以上である。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の場合…片廊下1.8m以上かつ中廊下2.7m以上である。</p> <p>現状の廊下幅 ①片廊下 ( [ ] m ~ [ ] m) ②中廊下 ( [ ] m ~ [ ] m)</p>	( )	指針5(9)カ
4 施設の増改築	<p>設置届の後に施設の増改築を行っていますか。行っている場合は、変更の日から1か月以内に有料老人ホーム変更届を市介護保険課へ提出していますか。</p> <p>※増改築を行った時期 ( [ ] 年度)</p> <p>※増改築の内容 ( [ ] )</p>	( )	法29条第2項 規則第20条の5の2
5 土地建物の権利	<p>1 根抵当権もしくは有料老人ホームと関係ない抵当権がありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>2 借地の場合、借地契約の期間は30年以上ですか。 ※入居者との入居契約において契約期間の定めがある場合を除く</p> <p><input type="checkbox"/> 30年以上 <input type="checkbox"/> 30年未満</p> <p>3 借家の場合、建物の賃貸借契約期間が20年以上ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 20年以上 <input type="checkbox"/> 20年未満</p>	( )	指針4(2) 指針4(3)ア(ウ)
6 既存建築物等の特例  ※サービス付き高齢者向け住宅にあっては指針適用外	<p>既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム又は定員9人以下の有料老人ホームについて、指針5(9)の居室及び廊下幅等の基準を満たすことが困難であり、既存建築物等の特例を適用する場合は、次のア又はイの基準を満たしていますか。</p> <p>ア <input type="checkbox"/> ①すべての居室が個室であること。 ②居室・廊下幅等の基準不適合について、重要事項説明書又は管理規程に記入し、入居者に説明していること。 ③基準適合と同等の効果があると認められる代替措置を講じている（例：入居者の廊下の移動を職員が介助するなど）か、もしくは、将来の改善計画を策定し入居者に説明していること。</p> <p>イ <input type="checkbox"/> ①居室・廊下幅等の基準不適合について、文書により入居者に説明していること。 ②外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより、事業運営の透明性が確保され、かつ、入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保され市長が個別に認めたもの。</p>	( )	指針6(1) ※旧高専賃の適用除外6(3)

### 3 消防設備・非常災害対策

項目	点検内容	評価	摘要
7 消防設備  ※サービス付き高齢者向け住宅にあっては指針適用外	<p>1 建物には、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備、その他災害等に対応するための設備を設けていますか。</p> <p>①スプリンクラー設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>②火災通報装置の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>③自動火災報知設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>④消火器の配置 台数： <input type="text"/></p> <p>⑤カーテン等の防炎物品の使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>⑥通路の誘導灯の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>⑦避難経路の表示の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>⑧消防設備点検（直近） 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/></p> <p>⑨消防署の立入検査・指導等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>⑩消防署指導事項 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>※ 消防法の基準については、各自、法令又は消防関係機関等が発行した資料により確認願います。 ・要介護3以上が定員の半数以上 →原則全ての施設でスプリンクラー等①～③の設備が必要</p> <p>2 消火器具、火災報知設備などの消防用設備等に係る機器点検については、6か月ごとに行ってていますか。</p> <p>3 前項2の点検結果について、1年に1回消防署に報告していますか。</p>	( )	消防法第17条の3の3 消防規則第31条の6 指針5(3)
8 非常災害時等、緊急時の対応	<p>1 防火管理者を選任し、消防署に届出をしていますか。 ※届出年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>2 消防計画を作成し、消防署に届出をしていますか。 ※届出年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>3 消防計画は職員に周知していますか。</p> <p>4 防火管理者は、消防計画等に基づき消火、通報及び避難訓練を年2回以上行っていますか。 また、訓練を実施する場合、あらかじめ、その旨を消防署に通報していますか。 ※消防法の規定が及ばない場合も年2回以上の実施が望ましい。 ※年1回程度、消防署と連携して実施すること。</p> <p>直近2回の実施日</p> <p>① <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p> <p>② <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</p>	( ) ( ) ( ) ( )	消防法第8条第2項 消防規則第3条の2第1項 消防令第3条の2第1項 消防規則第3条第1項 消防法第8条第1項 消防令第3条の2第2項 及び別表第一(六)項 消防規則第3条第10項 及び第11項 社会福祉施設における 防火安全対策の強化について (昭和62年9月 18日社施第107号) 指針8(6)ア

### 3 消防設備・非常災害対策

項目	点検内容	評価	摘要
8 非常災害時等、緊急時の対応(続き)	5 前記4の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	( )	指針8(6)イ
	6 夜間を想定した対応訓練を実施していますか。	( )	社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号）6(1)
	7 事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画（緊急時の対応マニュアル等）を立てていますか。	( )	指針8(8)
	8 「洪水浸水想定区域」または、「土砂災害（特別）警戒区域」内に存在する施設は、避難確保計画を作成し介護保険課へ提出していますか。	( )	水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2

#### 4 老人福祉法に規定する事項

項目	点検内容	評価	摘要								
9 届出  ※サービス付き高齢者向け住宅にあっては指針適用外	<p>有料老人ホームの届出を適切に行ってていますか。 (設置届の事項に変更があったときは変更日から1月以内に届出) (廃止又は休止する場合は、1月前までに届出)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">設置届</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">開設届</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> </tr> </table> <p>(届出事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の名称及び設置予定地</li> <li>② 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地</li> <li>③ 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等</li> <li>④ 事業開始の予定年月日</li> <li>⑤ 施設の管理者の氏名及び住所</li> <li>⑥ 施設において供与される介護等の内容</li> <li>⑦ 建物の規模及び構造並びに設備の概要</li> <li>⑧ 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類</li> <li>⑨ 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書</li> <li>⑩ 施設の運営の方針</li> <li>⑪ 入居定員及び居室数</li> <li>⑫ 職員の配置の計画</li> <li>⑬ 前払金（一時金）、利用料その他の入居者の費用負担の額</li> <li>⑭ 保全措置を講じたことを証する書類</li> <li>⑮ 契約解除時に前払金（一時金）の一部（厚労省令で定める方法により算定される額）を返還する旨を規程した契約の内容</li> <li>⑯ 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法</li> <li>⑰ 長期の収支計画</li> <li>⑱ 入居契約書及び重要事項説明書（入居希望者に交付する日常生活上の便宜の内容、費用負担、入居契約の重要な事項を説明することを目的として作成した文書）</li> </ul>	設置届	年	月	日	開設届	年	月	日	( )	法第29条第1項～第3項 規則第20条の5
設置届	年	月	日								
開設届	年	月	日								

#### 4 老人福祉法に規定する事項

項目	点検内容	評価	摘要
10 権利金等の受領禁止	家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領していませんか。	( )	法第29条第8項
11 前払金の算定基礎	<p>敷金（6ヶ月分を限度）を除く家賃等の費用※の全部・一部を前払金として受領する場合、前払金の算定基礎を書面で明示していますか。</p> <p>※ 家賃、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金その他名称を問わず、家賃・施設の利用料・介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として收受する全ての費用</p>	( )	法第29条第9項 規則第20条の9
12 前払金の保全措置	<p>前払金の返還に備えて銀行等の債務保証による必要な保全措置を講じていますか。</p> <p>※ 債務保証は、銀行との連帯保証委託契約、信託会社との信託契約、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度など</p>	( )	法第29条第9項 規則第20条の10
13 前払金の返還	<p>入居契約等は、入居日から一定期間内※に入居契約等の解除、死亡終了した場合に、前払金から一定金額※を控除した額を返還する旨の契約となっていますか。</p> <p>※ 一定期間内</p> <p>① 入居後3月までの間の契約解除・終了の場合は3月</p> <p>② 入居後想定居住期間までの間の契約解除・終了の場合は想定居住期間</p> <p>※ 一定金額</p> <p>① 3月までの契約解除・終了は、家賃等月額を30で割った額に、入居日から契約解除・終了日までの日数をかけた額。</p> <p>② 想定居住期間内の契約解除・終了は、一時金の額から、契約解除・終了日以降の残りの期間について日割計算した家賃等の金額を引いた額。</p>	( )	法第29条第10項 規則第21条

## 5 事業の運営・サービス等

項目	点検内容	評価	摘要
1.4 職員の配置	<p>1 入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、呼称にかかわらず、次の職員を配置していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者  <input type="checkbox"/> 生活相談員（サ高住は状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員）  <input type="checkbox"/> 栄養士（献立作成を委託している場合を除く）  <input type="checkbox"/> 調理員（食事提供を委託している場合を除く）</p> <p>2 常時1人以上の職員を配置していますか。</p> <p>3 入居者の実態に即し、夜間の介護及び緊急時に対応できる数の職員を配置していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間及び深夜に職員を配置している。      夜勤職員 ( ) 人、宿直者 ( ) 人</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間・深夜の連絡体制を整備している。</p> <p>4 介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、上記の他、提供する介護サービスの内容に応じ、次のとおりとなっていますか。      （介護付有料は別途、指定基準による）</p> <p><input type="checkbox"/> 直接処遇職員（介護・看護職員）の体制が、介護サービスの安定的な提供に支障がない体制となっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 要介護者数25人ごとに常時1人以上を目安として直接処遇職員を配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 看護職員（看護師・准看護師）を置く場合は、入居者の健康管理に必要な数を配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 機能訓練指導員を置く場合は、必要な機能訓練を行う能力を有する者を配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 1人以上の介護福祉士、介護職員初任者研修課程※を修了した者を配置している。      ※旧課程（介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級又は2級課程）を修了している者については、全て介護職員初任者研修の修了者とみなす。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者等の介護サービスの責任者は、高齢者の介護について知識、経験を有する者を配置している。</p>	( )	指針7(1)ア

## 5 事業の運営・サービス等

項目	点検内容	評価	摘要
15 職員の研修	<p>1 職員に定期的に研修を実施していますか。</p> <p>生活相談員、直接処遇職員に、高齢者の心身の特性、サービス内容、介護の知識・技術、作業手順等の研修を行っていますか。</p> <p>2 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために事業者として必要な措置を講じていますか（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等を除く）。</p>	( )	指針7(2)ア
16 職員の衛生管理等	<p>1 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行っていますか。</p> <p>2 就業中の衛生管理について十分な点検を行っていますか。</p> <p>3 職員の兼業の把握に努めていますか。</p> <p>4 職員は自身の行動歴を日頃から記録し、感染が疑われる症状が出た場合等は報告できるようにしていますか。</p> <p>5 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行っていますか。</p> <p>6 職場におけるハラスメントに関する相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じていますか。</p> <p>7 カスタマーハラスメントの相談に応じ、適切に対応するための体制を整備していますか。</p>	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	指針7(3)ア 指針7(3)イ 指針7(3)ア 指針7(3)イ 指針7(3)ウ 指針7(3)イ 指針7(3)ウ
17 職員に対するサービスの周知	設置者は、職員に対して、自らの施設のサービスもしくは各入居者との契約に基づくサービスの内容を十分に周知徹底していますか。	( )	指針9(2)
18 勤務表の作成及び管理	有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合は、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にし、適切に勤務表の作成・管理を行っていますか。	( )	指針9(3) ※職員体制 指針7(1)
19 虐待防止の取り組み	<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、虐待防止法という）に基づき、次の事項を実施していますか。</p> <p>1 虐待防止法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。</p> <p>2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>3 虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>5 前項2から4までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>6 虐待防止法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。</p>	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	指針9(4)

## 5 事業の運営・サービス等

項目	点検内容	評価	摘要
20 管理規程の制定	入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応などを明示した管理規程を設けていますか。（上記内容を含み、入居者に対する説明事項を適切に提示している資料であれば管理規程として扱って差し支えない。）	( )	指針8(1)
21 名簿の整備	緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備していますか。	( )	指針8(2)
22 帳簿の整備	次の帳簿を作成し、2年間保存していますか。 1 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況 2 前払金、利用料等、入居者が負担する費用の受領の記録 3 入居者に提供したサービスの内容 ① 入浴、排せつ又は食事の介護 ※項目28、32を参照 ② 食事の提供 ※項目28を参照 ③ 洗濯、掃除等の家事の供与 ④ 健康管理の供与 ※項目30を参照 ⑤ 安否確認又は状況把握サービス ※項目33を参照 ⑥ 生活相談サービス ※項目29を参照 4 身体的拘束の記録 ※項目39を参照 身体的拘束の態様、時間、入居者の状況、緊急やむを得ない理由 5 提供サービスに係る入居者・家族からの苦情の内容 ※項目45を参照。苦情等がない場合は記録簿・方法を定めていますか。 6 サービス提供による入居者の事故の状況・処置の内容 ※項目46、47を参照。事故等がない場合は記録簿・方法を定めていますか。 7 サービス提供を他の事業者に委託している場合は、当該事業者の名称、所在地、契約事項、業務の実施状況 8 設備、職員、会計及び入居者の状況に関する事項 例：設備の点検記録、職員の名簿、勤務計画及出勤記録、出納簿、入居者の名簿・連絡先・家族等の基本情報、など	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	指針8(3) 指針8(3)ア 法第29条第6項 規則第20条の6 指針8(3)イ 法第29条第6項 規則第20条の6 指針8(3)ウ 法第29条第6項 規則第20条の6 指針8(3)エ 法第29条第6項 規則第20条の6 指針8(3)オ 法第29条第6項 規則第20条の6 指針8(3)カ 法第29条第6項 規則第20条の6 指針8(3)キ 指針8(3)ク

## 5 事業の運営・サービス等

項目	点検内容	評価	摘要												
23 個人情報の取扱	<p>個人情報（名簿及び帳簿）の取り扱いについて説明し、同意を得るなど、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守していますか。</p> <p>※例：個人情報の利用目的を特定し、公表しておくこと。 本人等の同意なしに利用目的外に利用してはならないが、法令に基づく場合、生命、身体又は財産の保護のために必要な場合を除く、等</p>	( )	指針8(4)												
24 業務継続計画の策定等	1 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に実施するため、業務継続計画を策定し、必要な措置を講じていますか。	( )	指針8(5)ア~ウ												
	2 職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	( )													
	3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	( )													
25 医療機関との連携	<p>1 次の事項を遵守していますか。</p> <p>① 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めている。</p> <p>② また、歯科医療機関とは同様の取り決めに努めている。</p> <p>③ 協力内容等を入居者に周知している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">協力医療機関等の名称 ※複数ある場合は、感染症対応の際の窓口となる医療機関の番号に○を附記</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">診療科目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">歯科</td> </tr> </table>	協力医療機関等の名称 ※複数ある場合は、感染症対応の際の窓口となる医療機関の番号に○を附記	診療科目	1		2		3		4			歯科	( )	指針8(9)ア~ウ
協力医療機関等の名称 ※複数ある場合は、感染症対応の際の窓口となる医療機関の番号に○を附記	診療科目														
1															
2															
3															
4															
	歯科														
2 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行っていますか。	( )														
<p>3 次の事項を遵守していますか。</p> <p>① 入居者は医療機関を自由に選択できる。</p> <p>② 医療機関から入居者の紹介等不適切な利益を得ていない。</p>	( )	指針8(9)オ~カ													
4 協力医療機関及び入居者が診療を受けている医療機関が、有料老人ホーム等内における感染症の発生状況を速やかに把握できるよう、次の事項について情報共有が図れるようになっていますか。	( )														
<p>① 有料老人ホーム等施設全体の発熱状況等健康状態</p> <p>② 前記①について保健所等へ相談した場合には、当該相談内容及び保健所から指示された内容</p>	( )	指針8(9)キ													
26 介護サービス事業所との関係	<p>次の事項を遵守していますか。</p> <p>① 近隣の介護サービス事業所を入居者に情報提供すること。</p> <p>② 特定の事業者のサービス提供に限定又は誘導しないこと。</p> <p>③ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。</p>	( )	指針8(10) 指針2(5)												

## 5 事業の運営・サービス等

項目	点検内容	評価	摘要
27 運営懇談会の設置等	<p>1 運営懇談会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を設置していますか。</p> <p>2 運営懇談会を設置している場合は管理規程等に沿って開催していますか。            (年 [ ] 回開催)            (直近の開催日 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日)</p> <p><input type="checkbox"/> 記録を作成、保管している。  <input type="checkbox"/> 管理者、職員及び入居者が構成員に入っている。  <input type="checkbox"/> 入居者の身元引受人・家族に開催を周知し、必要に応じて参加できるよう配慮している。  <input type="checkbox"/> 第三者的立場にある者（学識経験者、民生委員など）が参加するよう努めている。  <input type="checkbox"/> 入居者、サービス提供の状況、入居費用等に関する収支等の内容を定期的に報告、説明している。  <input type="checkbox"/> 入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めている。</p>	( )	指針8(11)
	<p>3 運営懇談会を設置していない、もしくは開催が困難な場合（出席者が集まらない等）は、次の代替措置を講じていますか。</p> <p>① 設置・開催が困難な理由            ( [ ] )</p> <p>② 代替措置  <input type="checkbox"/> 地域との定期的な交流の確保  <input type="checkbox"/> 入居者の家族との個別の連絡体制の確保            • 上記代替措置の具体的な内容            ( [ ] )  <input type="checkbox"/> 上記代替措置の入居者への説明</p>	( )	
28 食事 (契約内容に基づき、自ら提供する場合)	<p>食事サービスについて、次の点を遵守して提供していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢者に適した食事を提供すること。  <input type="checkbox"/> 献立表を作成すること。  <input type="checkbox"/> 入居者の希望に応じて、居室での提供等配慮すること。</p> <p>※ 食事の提供方法で概ね当てはまるものにチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 全て（御飯・汁物・おかず）を施設内で調理  <input type="checkbox"/> 御飯等は施設内で調理。おかず等は外部から納品し、加温や配膳を職員が行う。  <input type="checkbox"/> 弁当等の完成品を納品し、職員は配膳するのみ。</p> <p>委託・納品業者の名称            ( [ ] )</p>	( )	指針9(1)ア

## 5 事業の運営・サービス等

項目	点検内容	評価	摘要
29 生活相談・助言等 (契約内容に基づき、自ら提供する場合)	1 入居時には、入居者の心身の健康状況等について調査をしていますか。	( )	指針9(1)イ
	2 入居者の各種相談に応じ、適切な助言等を行っていますか。	( )	
30 健康管理と治療への協力 (契約内容に基づき、自ら提供する場合)	1 入居時及び定期的に健康診断（歯科を含む）の機会を設けるなど、入居者の希望により健康診断が受けられるようにしていますか。	( )	指針9(1)ウ
	2 常に入居者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じていますか。	( )	
	3 健康診断の記録を（入居者の希望に応じて）保管していますか。	( )	
	4 入居者が一時的疾病等のため日常生活に支障がある場合には、介助等日常生活の世話をっていますか。	( )	
	5 医療機関での治療が必要な場合には適切な治療が受けられるよう医療機関への連絡、紹介、受診手続、通院介助等の協力をっていますか。	( )	
31 衛生管理等	1 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	( )	指針8(7)ア
	2 医薬品及び医療機器の管理を適正に行ってていますか。	( )	
	3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下、「感染症対策委員会」という。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っていますか。 ※感染症対策委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。	( )	
	4 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	( )	
	5 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施していますか。	( )	
	6 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施していますか。	( )	
	7 有料老人ホーム等ごとに感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための責任者を選出していますか。	( )	
	8 前項7で選出した責任者を中心に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に則った取組を徹底していますか。	( )	
	9 感染症対策委員会において検討するため、前記7で選出した責任者を中心に、施設内の感染対策の状況について定期的に確認を行っていますか。	( )	

## 5 事業の運営・サービス等

項目	点検内容	評価	摘要
3.1 衛生管理等	<p>10 「厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日号外厚生労働省告示第268号）に準じた対応を行っていますか。 (通知の要旨)</p> <p>① 入居者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者に報告する体制を整えること。</p> <p>② 管理者は、感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。</p> <p>③ 従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。</p> <p>④ 看護職員は、施設内等において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。</p> <p>⑤ 従業者は、有症者等の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。</p> <p>⑥ 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。</p> <p>⑦ 管理者は、下記アからウまでの場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市及び保健所に迅速に報告するとともに、市又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。</p> <p>ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ ア及びイの場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合</p> <p>⑧ 上記⑦の報告を行った施設等は、その原因究明のため、有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。</p>	( )	指針8(7)イ 感染症告示
3.2 介護サービス (契約内容に基づき、自ら提供する場合)	<p>1 介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、契約に基づきサービス提供を行っていますか。</p> <p>2 有料老人ホームが行うべき介護サービス（医療行為を除く）を老健、病院、診療所又は特養等に行わせていませんか。</p> <p>3 契約内容に基づき、入居者の自立を支援するという観点に立って処遇をしていますか。</p> <p>4 常時介護に対応できる職員の勤務体制を確保していますか。 ※項目14（職員の配置）、項目18（勤務表）を参照</p> <p>5 介護記録を作成し、保管していますか。</p> <p>6 主治医との連携を十分図っていますか。</p>	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	指針9(1)エ

## 5 事業の運営・サービス等

項目	点検内容	評価	摘要
3 3 安否確認又は状況把握 <small>(契約内容に基づき、自ら提供する場合)</small>	1 入居者が希望しない場合であっても、毎日1回以上、安否確認を実施していますか。	( )	指針9(1)オ
	2 入居者の安否確認・状況把握については、プライバシーの確保に十分に考慮し、入居者の意向確認等を行い、できる限り意向を尊重していますか。	( )	
3 4 機能訓練 <small>(契約内容に基づき、自ら提供する場合)</small>	要介護者等の生活の自立支援を図る観点から、身体的、精神的条件に応じた機能訓練等を実施していますか。	( )	指針9(1)カ
3 5 レクリエーション <small>(契約内容に基づき、自ら提供する場合)</small>	入居者の要望を考慮し、運動、娯楽等のレクリエーションを実施していますか。	( )	指針9(1)キ
3 6 身元引受人への連絡等 <small>(契約内容に基づき、自ら提供する場合)</small>	1 必要に応じて、身元引受人等への連絡等を行い、本人の意向に応じて、関連諸制度、諸施策の活用について迅速かつ適切な措置を講じていますか。	( )	指針9(1)ク
	2 要介護者等の入居者の生活・健康状況、サービス提供状況を身元引受人等へ定期的に報告していますか。	( )	
3 7 金銭等管理 <small>(契約内容に基づき、自ら提供する場合)</small>	1 入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とし、以下に示すやむを得ない場合にのみ、例外的に設置者がその管理を行うこととしていますか。  (やむを得ない場合) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入居者本人が特に設置者に依頼した場合</li><li>・ 入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって、身元引受人等の承諾を得たとき</li></ul>	( )	指針9(1)ケ
	2 金銭等管理の依頼又は承諾を書面で確認していますか。	( )	
	3 金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めていますか。	( )	
	4 本人又は身元引受人等への定期的報告を行っていますか。	( )	
3 8 家族との交流・外出の機会の確保 <small>(契約内容に基づき、自ら提供する場合)</small>	1 常に入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	( )	指針9(1)コ
	2 入居者の外出の機会を確保するよう努めていますか。	( )	

## 5 事業の運営・サービス等

項目	点検内容	評価	摘要
3 9 身体的拘束等	<p>1 入居者、他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つていませんか。</p> <p>2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様・時間・入居者の心身状況・緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p>3 身体的拘束等の適正化を図るために、以下の措置を講じていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的拘束等適正化対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を3か月に1回以上開催している。</li> <li>・ 身体的拘束等適正化対策委員会の結果について、従業者に周知徹底を図っている。</li> <li>・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備している。</li> <li>・ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施している。</li> </ul>	( )	指針9(5)
4 0 契約締結に関する手続等	<p>1 契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などについて、事前に十分説明していますか。</p> <p>2 前払金の内金は、前払金の20%以内とし、残金は引渡し日前の合理的な期日以降に徴収していますか。</p> <p>3 入居開始可能日前の契約解除の場合については、既受領金の全額を返還していますか。</p>	( )	指針12(1)ア
4 1 重要事項の説明等	<p>1 法令に基づく情報の開示において、指針の別紙様式に基づき、重要事項説明書を作成していますか。</p> <p>※ 別紙様式の別添1「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」及び別添2「入居者の個別選択によるサービス一覧表」について重要事項説明書の一部である。</p> <p>2 重要事項説明書は、入居相談があったときに入居しようとする者に対して、書面により交付していますか。</p> <p>3 入居希望者が十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行い、説明者及び説明を受けた者の署名を行っていますか。</p> <p>4 重要事項説明書又は契約書では、入居希望者が次の事項を理解できる内容となっていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 設置者の概要</p> <p><input type="checkbox"/> 有料老人ホームの類型又はサ高住登録を受けている旨</p> <p><input type="checkbox"/> 入居者に提供することが想定される介護保険サービスの種類</p> <p><input type="checkbox"/> 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨</p> <p><input type="checkbox"/> 指針に基づく指導事項がある場合はその旨</p>	( )	指針12(4)ア 及び 法第29条7項 規則20条の5第16号、 第20条の7及び第20条の8

## 5 事業の運営・サービス等

項目	点検内容	評価	摘要
4.2 契約内容	<p>1 入居契約書もしくは管理規程等において次の事項を明確に記載していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 有料老人ホームの類型又はサ高住の登録を受けている旨</li> <li>② 利用料等の費用負担の額</li> <li>③ 提供サービス等の内容</li> <li>④ 入居開始可能日</li> <li>⑤ 身元引受人の権利・義務</li> <li>⑥ 契約当事者の追加</li> <li>⑦ 契約解除の要件及びその場合の対応</li> <li>⑧ 前払金の返還金の有無、算定方式、支払時期</li> <li>⑨ 介護サービスを提供する場合は、介護サービスを提供する場所、サービスの内容、頻度及び費用負担等</li> <li>⑩ 利用料等の改定のルール（利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に明確にすること）</li> <li>⑪ 設置者の契約解除の条件が入居者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと</li> <li>⑫ 入居者、設置者双方の契約解除条項</li> <li>⑬ 要介護状態になった入居者を一時介護室において処遇する場合には、医師の意見を聴いて行うものとし、その際本人の意思を確認し、身元引受人等の意見を聞くこと</li> <li>⑭ 一定の要介護状態になった入居者が一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える契約の場合、契約の解除又は居室変更の場合の一連の手続及び、差額が発生した場合の取扱い</li> </ul> <p>2 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従っていますか。</p>	( )	指針12(2)
	3 入居契約書の作成においては、消費者契約法第2章2節（消費者契約の条項の無効）の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、十分に留意していますか。	( )	指針12(3)
4.3 体験入居	体験入居を希望する入居希望者に、契約前に体験入居の機会を確保していますか。	( )	指針12(5)
4.4 入居者募集等	<p>1 入居募集パンフレット等において、有料老人ホームの類型又はサ高住の登録を受けている旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示していますか。</p> <p>2 「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号）を遵守し、実態と乖離のない正確な表示をしていますか。</p> <p>3 介護が必要となった場合の介護を行う場所（入居居室でない場合の当該居室の利用権の有無等）、介護費用について誤解を与えない表示をしていますか。</p>	( ) ( ) ( )	指針12(6) 指針13(4)

## 5 事業の運営・サービス等

項目	点検内容	評価	摘要
4 5 苦情解決の方法	1 入居者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るため、苦情処理体制を整備していますか。	( )	指針12(7)
	2 外部の苦情処理機関（行政機関の窓口等）について入居者に周知していますか。	( )	
4 6 事故発生の防止の対応	1 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針（事故防止マニュアル）を整備していますか。	( )	指針12(8)
	2 事故やヒヤリハットが生じた場合、その報告と分析に基づく再発防止策を職員に周知徹底していますか。	( )	
	3 事故発生防止のための委員会及び職員研修を定期的に実施していますか。 ※テレビ電話装置等を活用して行うことができる。	( )	
	4 前項1～3の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	( )	
4 7 事故発生時の対応	1 サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び入居者の家族等に連絡し、必要な措置を講じていますか。	( )	指針12(9)
	2 事故状況及び事故処置を記録していますか。	( )	
	3 設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行っていますか。	( )	
4 8 情報開示等	1 パンフレット、重要事項説明書、入居契約書、管理規程等を公開し、求めに応じて交付していますか。	( )	法第29条第7項 規則第20条の7 規則第20条8 指針13(1)
	2 有料老人ホームの経営状況に関する情報について、事業収支計画の閲覧に努め、貸借対照表等の財務諸表について入居者等の求めがあれば写しを交付するよう配慮していますか。	( )	指針13(2)
	3 每年、重要事項説明書を市に報告していますか。	( )	指針13(3) 法第29条第11項 規則第21条の2
	4 介護に関わる職員体制について「1.5：1以上」、「2：1以上」または「2.5：1以上」の表示を行おうとする有料老人ホームにあっては、介護に関わる職員の割合を年度ごとに算定し、表示の実態と乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定方法及び算定結果について説明していますか。	( )	指針13(5)
4 9 電磁的記録等	交付、説明、同意、承諾その他これに類するものを電磁的方法（電子的方法、磁器的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によって行う場合は、当該交付の相手方（入居者等）の承諾を得ていますか。	( )	指針14(2)

## 委員会・研修・訓練の実施状況

※以下の内容が確認できる既存資料の提出でも可

### 1 委員会開催状況

委員会	開催頻度	令和5年度 開催日	令和6年度 開催日
虐待の防止のための対策を検討する委員会			
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会			
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会			
事故発生防止のための委員会			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			

## 2 研修実施状況

区分	研修名等具体的内容	令和5年度 実施日	令和6年度 実施日
高齢者虐待防止関係			
業務継続計画関係			
感染症・食中毒予防まん延防止関係			
身体的拘束等の適正化関係			
事故発生防止関係			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			

### 3 訓練実施状況

区分	訓練名等具体的内容	令和5年度 実施日	令和6年度 実施日
業務継続 計画関係			
感染症予 防まん延防 止関係			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			

※防災訓練(避難訓練)については、「8非常災害時等、緊急時の対応」の4に実施日を記載してください。

※運営懇談会については、「27 運営懇談会の設置等」欄に、直近の開催日を記載してください。